

おくやみ ハンドブック

交野市

この度のご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。
身近な方がお亡くなりになられた後の手続きは、亡くなられた方により異なり、様々な申請や届出などが必要となることから、ご遺族にとっては大きな負担になると思われれます。それらのうち、市役所での手続きをハンドブックにまとめました。このハンドブックがみなさまのご参考となれば幸いです。

令和6年3月



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2024年3月発行

発行:交野市

編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

この家土地 どうしよう…?

相続したけど…

子どもたちには迷惑を
かけられないから、
何か相続対策を
しなきゃいけない…

相続したけど…

何年もそのままに
なっている
私の実家どうしよう

相続したけど…

誰も住んでいない家や土地は
傷みやすいし、ご近所さんに
色々な迷惑をかける心配もあるし、
でも遠いから頻繁に
行くわけには行かない。
どうしたらいいものか…

お気軽に
ご相談
ください
(秘密厳守)

相談・査定
見積り
無料



生まれも育ちも交野。1982年生まれ。
交野第一中学校、交野高校卒業。
大手ハウスメーカーに勤務しておりました。
代表が必ず担当いたします。

最近こんなご相談が増えています

売買
(仲介・買取)

相続
(診断・対策)

建築
(新築・リフォーム・
外構・解体)

**不動産の
有効活用**

賃貸
(仲介・管理)



KS HOME 株式会社

〒576-0052 交野市私部 1-19-2

☎ 072-893-1155

✉ kshome.ganno@gmail.com

大阪府知事 (1) 第 63125 号 / (社) 全日本不動産協会 / (社) 不動産保証協会



目次

目次	担当課	参照 ページ
お持ちいただくもの	—	2
市役所(市民課)で発行する証明書について	—	2
市役所での手続きチェックシート	—	3
市役所での主な手続き		
▶ 戸籍・住所・印鑑登録等・水道に関する手続き	市民課・水道局	4
▶ し尿の汲取使用者の変更・廃止に関する手続き	乙辺浄化センター・市民課	5
▶ 国民健康保険・後期高齢者医療保険・ 国民年金等に関する手続き	医療保険課	5
▶ 原付バイク等・税に関する手続き	税務室	6
▶ 学校に関する手続き	学務保健課	6
▶ 子育てに関する手続き	子育て支援課	6
▶ 介護に関する手続き	高齢介護課	7
▶ 障がい福祉に関する手続き	障がい福祉課	7～8
▶ 生産緑地に関する手続き	都市まちづくり課	8
▶ 飼い犬・浄化槽・森林に関する手続き	環境衛生課	8～9
▶ 農地に関する手続き	農業委員会事務局	9
市役所以外での手続き	—	10
委任状	—	11
庁内フロアマップ・庁舎ご案内	—	12～14
成年後見制度について	—	15
相続登記について	—	16
法定相続情報証明制度	—	17

お持ちいただくもの(お手続きにより、ご用意いただくものが異なります)

- 認印(喪主、相続人代表) ※スタンプ印は不可
- 来庁される方の本人確認書類
 - 官公署発行の写真付きのものの場合1点のみ ※マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど
 - 写真のないもの場合は2点必要 ※被保険者証(健康保険・介護保険)、年金手帳など
- 戸籍謄本など(申請者と死亡者の続柄がわかるもの)
- 預貯金通帳またはキャッシュカード(喪主・相続人代表)
 - ※亡くなられた方が国民健康保険(後期高齢者医療)に加入していた場合は、喪主の預貯金通帳と葬儀の領収書等をお持ちください。
- 新たな引き落とし口座の預貯金通帳(またはキャッシュカード)と銀行印
 - ※亡くなった方名義の預貯金通帳から、各種引落とし(市府民税、国保料など)がされていた場合は別口座に変更する場合には必要。
- 委任状(手続きを代理で行う場合)
 - ※巻末に委任状のひな型を添付しています(年金事務所の手続きには使用不可)。
- 印鑑登録証(各種相続手続きで、印鑑登録証明書が必要な場合のみ)
 - ※亡くなられた方に関する持ち物については、次ページ以降をご参照ください。

市役所(市民課)で発行する証明書について

※本人確認書類が必要です。

証明書の種類	手数料/通	説明
住民票の写し	300円	住民票記載の住所、氏名、性別、生年月日を証明するもの
住民票の写し(除票)		死亡により消除された住民票の写し ※消除した日から150年経過するものは発行できません。 ※本人および利害関係人(相続人等)以外の方からの請求については委任状が必要です。
戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄(抄)本)	450円	※死亡届を提出されてから戸籍に死亡事項が記載されるまで時間がかかります。 お急ぎの場合はご相談ください。
除籍全部(個人)事項証明書(除籍謄(抄)本)	750円	※死亡した人の配偶者、直系尊属(両親・祖父母)または卑属(子・孫)以外の方からの請求の場合はお問合せください。
改製原戸籍謄(抄)本	750円	戸籍制度の改正やコンピュータ化などにより作り替えられる前の戸籍
戸籍の附票	300円	戸籍に記載されている人の住所の異動経過を記録したもの※本籍のある市区町村で請求してください。
死亡届記載事項証明書	350円	死亡届の写し(使用目的に制限あり)
印鑑登録証明書	300円	※死亡した人の証明書は発行できません。 相続時に必要となることが多いものです。

市役所での手続きチェックシート

亡くなられた方についての主な手続きの早見表となっています。詳細は各ページをご覧ください。

項目	☑	質問	必要な手続き	担当課	参照ページ
住民異動		3人以上(いずれも15才以上)の世帯の世帯主でしたか	世帯主の変更	市民課	4
		印鑑登録をしていましたか	登録証の返還	市民課	4
		住民基本台帳カードをお持ちでしたか	カードの返還	市民課	4
健康保険・年金		どのような健康保険に加入されていましたか	国民健康保険…資格喪失手続き・葬祭費の請求などの手続き・被保険者証の返還	医療保険課	5
			後期高齢者医療保険…葬祭費の請求などの手続き・被保険者証の返還	医療保険課	5
			社会保険・共済組合等…お勤めになっていた会社や保険組合にお問合せください	—	—
		20才以上でしたか	国民年金…必要な手続きは担当課にお問合せください	医療保険課	5
			上記以外の公的年金加入者・受給者…手続きが必要か担当課にお問合せください	医療保険課	—
福祉		65才以上でしたか	介護保険被保険者証の返納	高齢介護課 または市民課	7
		要介護認定を受けていましたか	介護保険被保険者証の返納	高齢介護課 または市民課	7
		障がい福祉サービスを利用していましたか	必要な手続きについては担当課にお問合せください	障がい福祉課 または市民課	7
		15才以下の子どもがいましたか	子ども医療費助成に関する手続きは担当課にお問合せください	子育て支援課 または市民課	6
		児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給していましたか	必要な手続きは担当課にお問合せください	子育て支援課 または市民課	6
		各種障がい手帳をお持ちでしたか	各種手帳等の返納	障がい福祉課 または市民課	7
		重度障がい者医療費助成を受けていましたか	医療証の返納	障がい福祉課 または市民課	7
		自立支援医療を受けていましたか	受給者証の返納	障がい福祉課 または市民課	7
税金		個人市民税が課税されていましたか	相続人代表者の指定	税務室	6
		固定資産税を納めていましたか	相続人代表者の指定	税務室	6
		原付自転車または小型特殊自動車を所有していましたか	廃車、名義変更	税務室	6
		市税等を口座で納めていましたか	口座振替、口座の変更等	税務室	—
		相続税の対象となる資産をお持ちでしたか	必要な手続きは税務署にお問合せください	—	—
その他		上水道・下水道の契約者でしたか	名義変更等の手続き	水道局または市民課	4
		農地をお持ちでしたか	農業委員会への届出	農業委員会	9
		犬を飼っていましたか	必要な手続きは担当課にお問合せください	環境衛生課	8

市役所での主な手続き

戸籍・住所・印鑑登録等・水道に関する手続き

市民課 戸籍・住基・住居表示係(本庁1階3-3窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	●死亡届(火葬許可証の発行) 戸籍・住民票に死亡の記載をする。(火葬するための証明書の申請)	亡くなられた方	<input type="checkbox"/> 死亡届(医師の死亡診断書が添付されたもの)	7日以内
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考		・死亡届の提出は、 葬儀社が代行 して行っていることがあります。 ・一般的なお葬式が終了していれば、上記の手続きは終了しています。			

市民課 戸籍・住基・住居表示係(本庁1階3-3窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	●世帯主変更 ※残る世帯員が1人の場合は必要ありません。	亡くなられた方が世帯主であり、残る世帯員が複数いる場合	<input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類(運転免許証等) <input type="checkbox"/> 委任状(世帯員以外の場合)	通知到着後、速やかに
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考		世帯主変更対象の方は別途お手紙にて通知いたします。			

市民課 総務係(本庁1階3-1窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	●印鑑登録証(印鑑カード)の返還 ●住民基本台帳カードの返還	亡くなられた方がカードをお持ちの場合	<input type="checkbox"/> 各カード	速やかに
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考		亡くなられた時点で印鑑登録は無効になります。			

市民課 マイナンバーカード係(本庁1階3-4窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	●マイナンバーカード、通知カードについて	亡くなられた方がカードをお持ちの場合	<input type="checkbox"/> 手続き等が終わって不要になったら破棄してください。	全ての手続きが完了した後
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考		相続や金融機関、保険などの手続きでカードの提示を求められる場合があります。			

水道局または市民課 戸籍・住基・住居表示係(本庁1階3-3窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	●水道使用者等変更届・閉栓手続き	水道使用者名の方が亡くなられた場合	—	速やかに
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

し尿の汲取使用者の変更・廃止に関する手続き

乙辺浄化センターまたは市民課 戸籍・住基・住居表示係(本庁1階3-3窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	●し尿の汲取使用者の変更・ 廃止の届出	汲取り対象世帯	乙辺浄化センターに電話にてご 連絡ください。	速やかに
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金等に関する手続き

医療保険課 国民健康保険担当(本庁1階4-2窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	●国民健康保険喪失届(保険 証の返還) ●葬祭費(5万円)の支給申請 ※相続人代表者指定届等	亡くなられた方 が国民健康保険 加入者の場合	<input type="checkbox"/> 被保険者証 <input type="checkbox"/> 葬儀の領収書 <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の振込口座の わかるもの	・喪失届は 14日以内 ・葬祭費の申 請は葬祭執 行日の翌日 から2年以内
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

医療保険課 後期高齢者医療保険担当(本庁1階4-3窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	●後期高齢者医療被保険者 証の返還 ●葬祭費(5万円)の支給申請 ※相続人代表者指定届等	亡くなられた方 が後期高齢者医 療保険加入者の 場合	<input type="checkbox"/> 被保険者証 <input type="checkbox"/> 葬儀の領収書 <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の振込口座の わかるもの	葬祭執行日 の翌日から2 年以内
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

医療保険課 国民年金担当(本庁1階4-4窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	●年金受給権者死亡届(報告書) ●国民年金・死亡一時金(※)	亡くなられた方 が国民年金加入 者の場合	個々に必要書類が異なりますの で医療保険課までお問合せくだ さい。	速やかに
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考 (※)支給には要件があります。					

医療保険課 国民年金担当(本庁1階4-4窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	●年金受給権者死亡届(報告書) ●未支給年金・未支払給付請 求書(※)	亡くなられた方 が各種年金受給 者の場合	個々に必要書類が異なりますの で医療保険課までお問合せくだ さい。	速やかに
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考 (※)支給には要件があります。					

原付バイク等・税に関する手続き

税務室 税務総務係(本庁1階2-2窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	<ul style="list-style-type: none"> ● 交野市ナンバー車両の廃車、名義変更 ・ 交野市ナンバーの原付(125cc以下) ・ 小型特殊自動車、ミニカー(50cc以下)(※) 	亡くなられた方が所有していた場合	<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書(紛失された場合はご相談ください。) <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類	速やかに
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考		(※)上記以外の車両は市役所では手続きができません。			

税務室 税務総務係(本庁1階2-2窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	<ul style="list-style-type: none"> ● 相続人代表者指定届 	亡くなられた方が市府民税・固定資産税を納めていた場合	税務室までお問合せください。	代表者が決まり次第随時
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

学校に関する手続き

学務保健課(青年の家)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学援助制度 ● 特別支援教育就学奨励費制度 ● 交野市奨学金 	亡くなられた方が主たる生計維持者で、学齢児童生徒がいる場合(必要に応じて申請)。奨学金は、高等学校以上の学校に在学または就学予定の場合	個々に必要書類が異なりますので学務保健課までお問合せください。	随時。但し、交野市奨学金の申込み期間は毎年1月5日～3月31日
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

子育てに関する手続き

子育て支援課(ゆうゆうセンター2階)または福祉サービスコーナー(本庁1階3-2窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当 ● 児童扶養手当 ● 特別児童扶養手当 ● こども医療 ● ひとり親家庭医療 	亡くなられた方が各手当受給者または対象児童の場合	個々に必要書類が異なりますので子育て支援課までお問合せください。	速やかに
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

介護に関する手続き

高齢介護課(ゆうゆうセンター1階)または福祉サービスコーナー(本庁1階3-2窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険被保険者証 ●負担割合証 ●負担限度額認定証 上記のものを返還する。	介護保険被保険者証 ▶亡くなられた方で対象となった方 負担割合証 ▶亡くなられた方で対象となった方 負担限度額認定証 ▶亡くなられた方で対象となった方	<input type="checkbox"/> 各種証	速やかに
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

障がい福祉に関する手続き

障がい福祉課(ゆうゆうセンター1階)または福祉サービスコーナー(本庁1階3-2窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障がい者手帳 ●療育手帳 ●精神障がい者保健福祉手帳 上記のものを返還する。	亡くなられた方が各手帳をお持ちの場合	<input type="checkbox"/> 各手帳	速やかに
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

障がい福祉課(ゆうゆうセンター1階)または福祉サービスコーナー(本庁1階3-2窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉サービス受給者証 ●地域相談支援受給者証 ●障害児通所受給者証 ●療養介護医療受給者証 ●地域生活支援事業受給者証 ●自立支援医療費受給者証 上記のものを返還する。	亡くなられた方が各受給者証をお持ちの場合	<input type="checkbox"/> 各受給者証	速やかに
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

障がい福祉課(ゆうゆうセンター1階)または福祉サービスコーナー(本庁1階3-2窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	<ul style="list-style-type: none"> ●重度障がい者医療証 上記のものを返還する。	亡くなられた方が医療証をお持ちの場合	<input type="checkbox"/> 医療証	速やかに
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

障がい福祉課(ゆうゆうセンター1階)または福祉サービスコーナー(本庁1階3-2窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	●日常生活用具給付券(スマ・紙おむつ) 上記のものを返還する。	亡くなられた方が左記給付券をお持ちの場合	<input type="checkbox"/> 未使用の給付券	速やかに
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

障がい福祉課(ゆうゆうセンター1階)または福祉サービスコーナー(本庁1階3-2窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	●特別障害者手当 ●障害児福祉手当	亡くなられた方が各手当を受給されていた場合	個々に必要書類が異なりますので障がい福祉課までお問合せください。	速やかに
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

障がい福祉課(ゆうゆうセンター1階)または福祉サービスコーナー(本庁1階3-2窓口)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	●障害者扶養共済制度	亡くなられた方が加入されていた、または制度により年金を受給されていた場合	個々に必要書類が異なりますので障がい福祉課までお問合せください。	速やかに
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

生産緑地に関する手続き

都市まちづくり課(別館2階)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	●生産緑地の買取申出	生産緑地所有者のうち、生産緑地の継続意向がない場合	個々に必要書類が異なりますので都市まちづくり課までお問合せください。	速やかに
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

飼い犬・浄化槽・森林に関する手続き

環境衛生課(別館2階)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	●犬の登録事項変更届出	新たに飼い主になった方	<input type="checkbox"/> 犬の所在市町村が変わる場合は鑑札	所有者になった日から30日以内
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

環境衛生課(別館2階)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	●浄化槽管理者変更報告	新たな浄化槽の管理者	—	変更の日から30日以内
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

環境衛生課(別館2階)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	●森林の土地の所有者届出	森林の所有者になった方	個々に必要書類が異なりますので環境衛生課までお問合せください。	土地の所有者となった日から90日以内
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

農地に関する手続き

農業委員会事務局(別館1階)

チェック欄		主な手続き・内容等	対象者	必要なもの等	期限等
要	済	●農地の相続等	農地を相続した方	<input type="checkbox"/> 相続登記が完了した旨のわかる書類	相続登記完了後、速やかに
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
備考					

市役所以外での手続き

亡くなられた方によっては、他に手続きが必要な場合があります。参考としてご利用ください。

チェック欄		必要な手続き	手続き先	電話番号
要	済			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●運転免許証の返納手続き	交野警察署	☎072-891-1234
要	済			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●遺言書を残されていた場合や、相続人が相続を放棄する場合に関する手続き	大阪家庭裁判所 (大阪府中央区大手前4-1-13)	☎06-6943-5751 ☎06-6943-5745 ☎06-6943-5746
要	済			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●厚生年金・共済年金・企業年金等の手続き	勤務先もしくは枚方年金事務所 (枚方市新町2-2-8)	☎072-846-5011
要	済			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●国税(所得税等)関係の相続手続き	枚方税務署 (枚方市大垣内町2-9-9)	☎072-844-9521
要	済			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●在留カード等の返納手続き	外国人在留総合インフォメーションセンター (東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎9階)	☎0570-013904
要	済			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●土地、建物を相続した場合における相続登記の手続き	大阪司法書士会 大阪法務局 大阪土地家屋調査士会	☎06-6941-5351 ☎06-6942-1481 ☎06-6942-3330
要	済			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●外国籍の方が亡くなられた場合の本国への手続き	死亡された方の国の大使館・領事館にお問合せください。	—
要	済			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●死亡診断書や死体検案書の再発行の手続き	病院や警察にお問合せください。	—
要	済			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●預貯金等の口座に関する手続き	各機関にお問合せください。	—
要	済			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●民間保険等の手続き (生命保険・自動車保険等)	各保険会社にお問合せください。	—
要	済			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●固定・携帯電話等の手続き	各契約会社にお問合せください。	—
要	済			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●NHK受信料の名義変更・解約	NHKフリーダイヤル	☎0120-151515
要	済			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●電気・ガス・インターネット等の手続き	各契約会社にお問合せください。	—
要	済			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●クレジットカードの手続き	各契約会社にお問合せください。	—
要	済			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●普通自動車・大型バイクの名義変更・廃車	近畿運輸局大阪運輸支局	☎050-5540-2058
要	済			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●三輪以上の軽自動車の名義変更・廃車	軽自動車検査協会 (大阪主管事務所高槻支所)	☎050-3816-1841

委任状

令和 年 月 日

《本人》			
住 所	_____		
氏 名	_____		印
生年月日	大・昭・平・令・西	年	月 日
電話番号	_____		

私は次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

《代理人（窓口に来る方）》	
住 所	_____
氏 名	_____

委任する事項にレを記入してください。

<input type="checkbox"/> 住民票の写し	通	<input type="checkbox"/> 世帯全員	<input type="checkbox"/> 世帯一部（	_____）
<input type="checkbox"/> 世帯主・続柄		<input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者		
<input type="checkbox"/> ※ ₁ マイナンバー		（使用目的）_____）		
↳ ※使用目的は具体的に記載してください				
<input type="checkbox"/> 除票（除かれた住民票）	通	必要な人の氏名（_____）		
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本・抄本	通			
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票	通			
<input type="checkbox"/> 身分証明書	通			
<input type="checkbox"/> ※ ₂ ※ ₃ 印鑑登録の申請				
<input type="checkbox"/> 印鑑登録の廃止				
<input type="checkbox"/> 課税・所得証明書	通	（	年度／	年中の所得）
<input type="checkbox"/> 納税証明書	通	（	年度）	
<input type="checkbox"/> 評価・公課証明書	通	（	年度）	
<input type="checkbox"/> 転出・転入届等				
<input type="checkbox"/> その他（		_____）		

《注意事項》

※1 マイナンバー入りの住民票はレの記入がなければ発行することができません。

また、代理人への交付ができないため、委任状の場合は本人への郵送での交付になります。

※2 印鑑登録に使用される場合は、必ず登録印を押印してください。

※3 印鑑登録をされる場合は、必ず登録印をご持参ください。

※代理人は、委任状と代理人の本人確認書類（運転免許証など顔写真付き1点、または健康保険証など2点）をお持ちください。

※コピー、電送ファックスの委任状は受理できません。

●この委任状はコピーのうえ、原則本人が自筆で上記内容を全て記入し、署名してください。自筆署名の場合は押印不要です。委任状を偽造、または偽造した委任状を行使したときは、有印私文書偽造罪（刑法第159条第1項）及び同行使罪（刑法第161条）により刑事罰の対象となります。

年間100件を超える作業実績!

遺品整理・生前整理は 善クリーンパートナーズに お任せ下さい!

当社は年間100件以上の整理実績のうち9割以上が、一軒丸ごとの生前整理や遺品整理の作業です。お客様がご納得いただけるお見積りをご提示し、実際に8割以上*のお客様からご依頼いただいています。

※2019年度～実績



当社が選ばれる3つの理由

- 1 各費用がわかりやすい**
 お片づけにかかる費用やリサイクル家電の買取金額など、全て明瞭化した上で、お客様に費用を提示いたします。
- 2 分別による費用の削減**
 リサイクル品、買取品、処分品としっかり分別。本当に処分が必要なものかを見極めることで、費用を削減いたします。
- 3 納得いただける料金体系**
 よく見る「トラック3台分で15万円です」といった曖昧な金額ではなく、料金の根拠をしっかりとご説明いたします。



お片づけ以外にもトータルサポート!
 買取・不動産売買・ハウスクリーニング・解体など、提携のスペシャリストがいますので、一度のご相談で幅広い対応が可能です。

一般廃棄物の収集運搬は、自治体の法令等を遵守しております。

お気軽にお問い合わせください

お見積り
無料

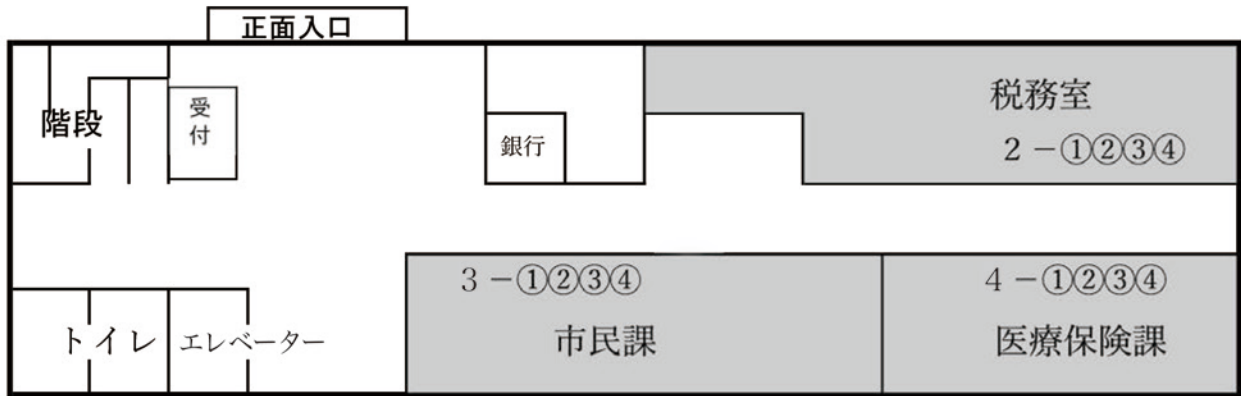
善クリーンパートナーズ
TEL.0120-23-8008

作業完了後にロコミをご記入いただくと、
クオカード 1,000円分をプレゼント!

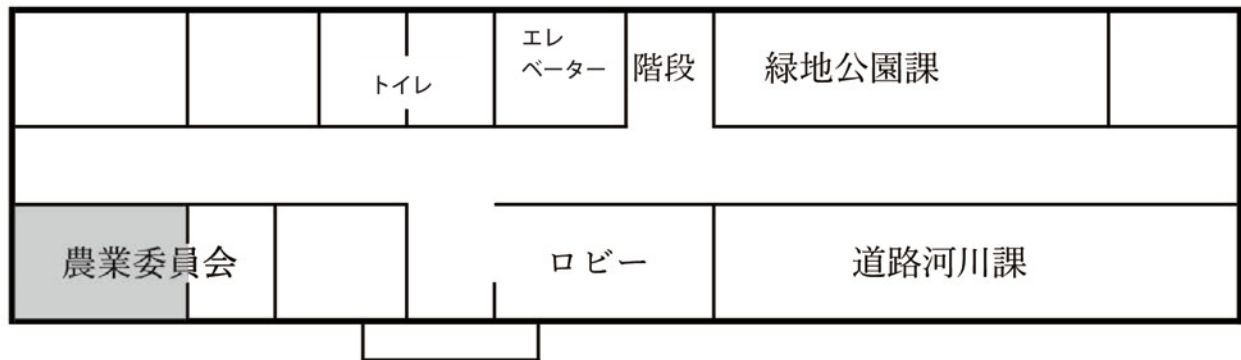
【担当:坂本】

庁内フロアマップ

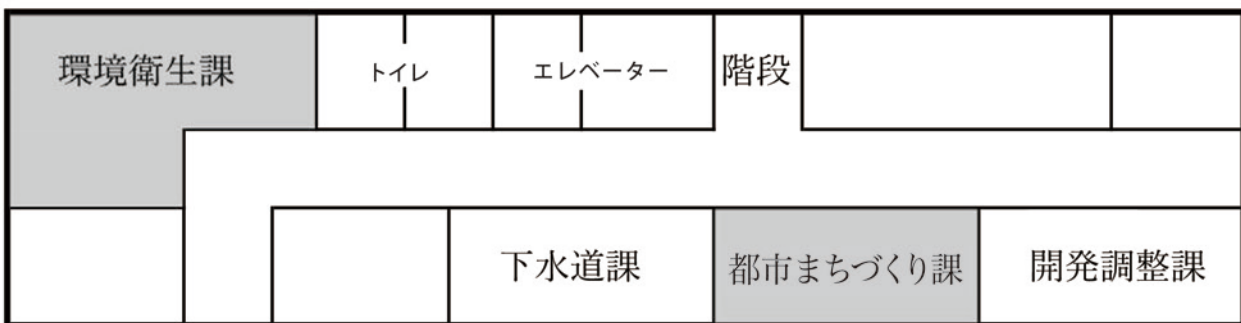
本庁舎1階



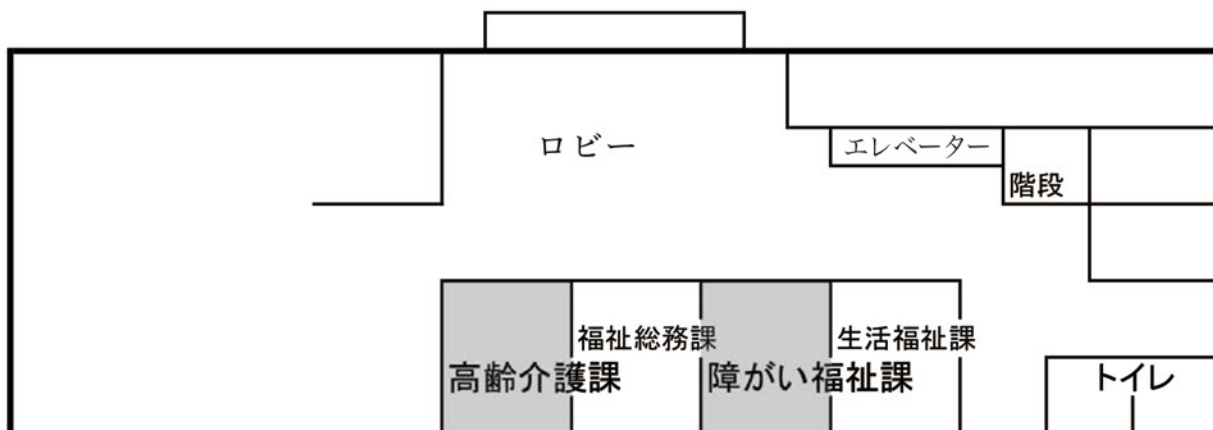
別館1階



別館2階



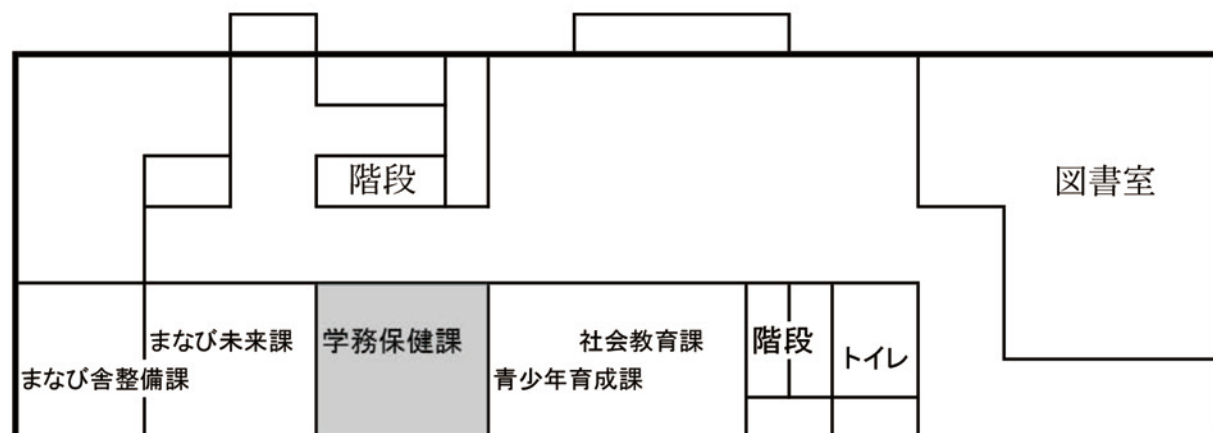
ゆうゆうセンター1階



ゆうゆうセンター2階



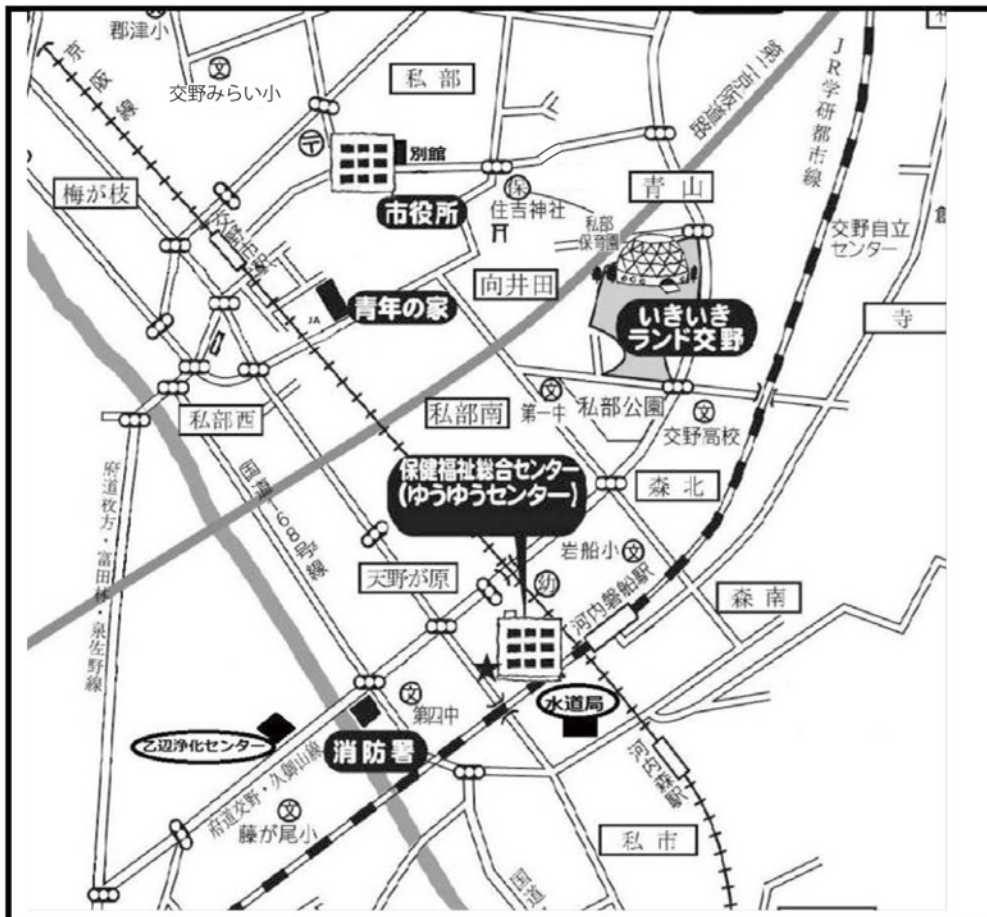
青年の家1階



庁舎ご案内

<ul style="list-style-type: none"> ●本庁舎 ●別館 	交野市私部1丁目1-1 ☎072-892-0121(代表) ※京阪「交野市駅」から徒歩約5分
<ul style="list-style-type: none"> ●ゆうゆうセンター (保健福祉総合センター) 	交野市天野が原町5丁目5-1 ☎072-893-6400(代表) ※JR学研都市線「河内磐船駅」から徒歩約4分
<ul style="list-style-type: none"> ●青年の家 	交野市私部2丁目29-1 ☎072-810-8011(学務保健課直通) ※京阪「交野市駅」から徒歩約4分
<ul style="list-style-type: none"> ●水道局 	交野市私市2丁目24-1 ☎072-891-0016 ※京阪「河内森駅」徒歩約3分
<ul style="list-style-type: none"> ●乙辺浄化センター 	交野市星田北1丁目7-5 ☎072-892-2472 ※JR学研都市線「河内磐船駅」から徒歩約15分

開庁日 月～金 午前9時～午後5時30分 (土・日・祝・年末年始を除く)



もしもの備えをしましょう

家の所有者等の高齢化に伴い、心配されるのが認知症です。

厚生労働省の発表では2025年には高齢者の5人に1人が認知症を発症するおそれがあると予測しています。

認知症などで判断能力を失ってしまうと、契約や預貯金の引き出しなどができなくなってしまいます。

本人が判断能力を失った後は、家族であっても本人の代理はできませんので、特に注意が必要です。

成年後見制度

任意後見人と法定後見人

後見人には、任意後見人と法定後見人の2種類があります。

後見人の任務は、法定後見の場合は財産管理と身上監護[※]に関する事務のほか、空き家の管理も務めになります。

任意後見の場合は任意後見契約に定められた事項が後見人の任務となるため、空き家の管理も任意後見人の権限でできるよう契約において設定することが重要になります。

※委託者の医療や介護に関する契約等の法律行為

備えて
大切ね!



所有者に
判断能力がある時に
定める

任意後見人



所有者に
判断能力がなくなった
後に選任される

法定後見人

後見人が
空き家を売却
できる?

例えば、認知症の所有者が、施設などに入所するための費用を捻出するために、後見人が財産を売却することは可能です。あくまでも本人を保護するために必要な場合に限られ、自由に売却できるものではありません。特に、法定後見人が居住用の財産を売却する場合は裁判所の許可が必要です。



遺言

相続人を決めておく

自分が死んだ後、誰に、何の財産を相続させるのかを決めるために、最も効力があるのが遺言です。遺言にはいろいろな決まりごとがあり、場合によっては無効になることもありますので、司法書士などに相談して作成した方がよいでしょう。



遺言による
相続は
拒否できる?

遺言書に相続させると書かれていても、相続人がそれを辞退することは可能です。そのようなことにならないように、予め、相続させたい人と話し、合意しておくことが重要です。遺言書も、判断能力があるうちに作成しておかないと、無効となることもありますので、特定の人に相続させたい場合は、早めに遺言書を作っておいた方が無難です。

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❗ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❗ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❗ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならぬこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のおりに相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

.....

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
※委任状必須

法務局HPよりダウンロードが可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

相続された不動産
三井のリハウスへ
ご相談ください。



相続をご経験された多くの方が一番頼りになったのは仲介会社と答えられるそうです。情報が多く、便利な世の中ではありますが、長年培われた手仕事のノウハウが重要なのです。

「売却をするなら、早くいい人を買ってほしい」

「安心、安全に取引をしたい」

「手続き上の必要な事がよくわからない」

「相続登記って必要でしょうか？」

そういったご質問、ご要望に対して、全てご満足いただける形でアドバイスさせていただきます。

ご売却、資産運用など不動産の相続対策は不動産のプロ「三井のリハウス」にご相談ください。

相続に関するご相談は、所長自らお答えいたします。

お電話にて「相続不動産の相談です」と、お伝えください。

三井のリハウス

三井不動産リアルティ株式会社
枚方センター

フリーコール
0120-321-797

hirakata@rehouse.co.jp
〒573-0032 枚方市岡東町8-6
現代枚方駅前ビル 3F

国土交通大臣(15)第777号
(一社)不動産協会会員 (一社)不動産流通経営協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

Kids

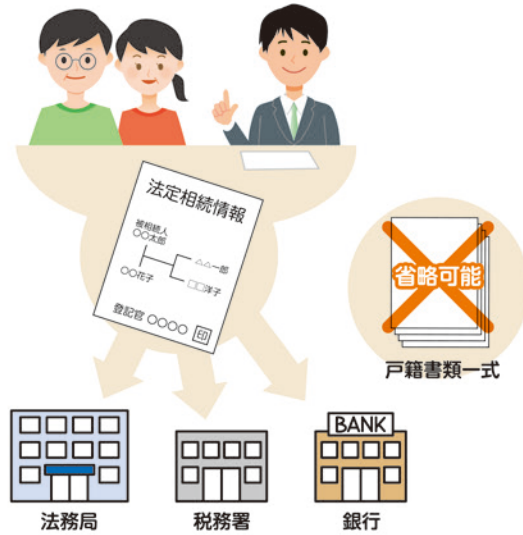
キッズスペースあり

お子様も一緒に



法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。これまででは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。**(※)



次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など

(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- 被相続人の戸籍謄本 被相続人の住民票の除票 相続人の戸籍謄抄本
- 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- 委任状
- (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

- 弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 **この制度は無料で利用できます。**

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成



はがくれ司法書士事務所

相続のことは 専門家に お任せください!



**相談
無料**

悩む前に相談しましょう!

相続手続きでお悩みはありませんか?

相続で揉めたくないの
で、専門家のアドバイスがほしい。

故人に借金があることが
わかり相続を放棄したい。

相続した不動産に
住む予定が無いので、
売却も考えている。

誰に相談したら
いいのかわからない。

相続の手続き、
何からはじめたら
いいのかわからない。

相続の
手続きをする
時間がない!!



お客様の要望をしっかりと伺い、徹底サポートいたします!

**相談料
無料!**

手続きにかかる費用は事前にご説明
致します。ご来所できない方のため、
出張相談も受け付けております。
お気軽にお問い合わせください。

**難しい手続き
一切不要!**

相続手続は大変複雑で、かつ大変
重要な手続です。相続の専門家
である司法書士に依頼することで、
確実な手続をすることができます。

**最初から最後まで
おまかせ!**

最初から最後までワンストップでご対応!
相続税、贈与税やその他の税の申告、
相続をめぐり紛争がある場合など、
必要があれば、信頼できる税理士・
弁護士の先生をご紹介します。

問題解決は無料相談から!! 早めに司法書士に相談すること、
これが一番の解決方法です。

まずはお気軽にご相談ください。

枚方の司法書士事務所 <https://www.haga-kure.jp/>



はがくれ司法書士事務所 大阪司法書士会
第4716号

TEL:072-808-6485 FAX:072-808-6486
Mail:info@haga-kure.jp



〒573-0032 大阪府枚方市同楽町5番33号 道修ビル401号室

この度は、心よりお悔やみ申し上げます。

遺品整理・不用品回収 は
ネクストサポート にご相談ください

遺品整理士
在籍

女性スタッフ
在籍

皆様のお悩みに
 沿ったサービスを
 ご提供致します

故人様の遺品整理、形見分け整理、
 お部屋の清掃、遺品の配送まで
 親切丁寧に対応させていただきます。
 お困りごとはネクストサポートに
 お任せください。

ご相談・
 お見積り
無料



整理・片付け例



Before ▶ After

遺品・
 不用品の

処分・供養・買取・配送まで
 自社一貫体制 だから

迅速

確実

低価格

10年の実績

ご利用実績年間 **500件**

365日対応

お気軽に
 お電話ください

ネクストサポート

0120-511-880

お電話の際に「交野市おくやみハンドブックを見た!」とお伝えください。

TEL.072-888-9949 FAX.072-819-0070 E-Mail info@n-support.com

営業時間 9:00~20:00

〒571-0029
 大阪府門真市打越町9-3
<https://n-support.com/>

不定休

古物商許可番号 第622300155969号
 遺品整理士認定番号 第1506624号
 ※一般廃棄物については関係法令等に従い、適切に処分します。